

(令和 6 年 5 月 3 0 日)



令和 6 年

美濃加茂市議会第 2 回定例会

記者発表資料

日程等及び条例案の概要説明資料

美濃加茂市

目 次

- 1 令和 6 年美濃加茂市議会第 2 回定例会会期及び議事日程(案) 1
- 2 令和 6 年美濃加茂市議会第 2 回定例会提出予定議案 2
- 3 条例案の概要 4

令和6年美濃加茂市議会第2回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 6月6日(木)から6月27日(木)までの22日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	6	6	木	午前9時	本会議	提案説明
2		7	金	午前9時	休会	議案精読
3		8	土			
4		9	日			
5		10	月			
6		11	火			
7		12	水			
8		13	木			
9		14	金			
10		15	土			
11		16	日			
12		17	月			
13		18	火	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
14		19	水	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
15		20	木	午前9時	本会議	質疑・委員会付託
				本会議終了後	委員会	予算決算常任委員会
16		21	金	午前9時	委員会	文教民生常任委員会
17		22	土		休会	
18		23	日			
19		24	月	午前9時	委員会	企画建設常任委員会
20		25	火		休会	委員会審査結果まとめ
21		26	水			
22		27	木	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

3. 備 考

- (1) 招 集 告 示 5月30日(木)
- (2) 一般質問通告期間 5月30日(木)午前9時から6月6日(木)午後1時まで
- (3) 質 疑 通 告 期 限 6月17日(月)午後5時まで
- (4) 議 会 運 営 委 員 会 6月4日(火)午前9時から
- (提出予定議案等説明会 5月29日(水)午前9時から)

令和 6 年美濃加茂市議会第 2 回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議 案 名	主 管 課	提 出 理 由 の 概 要
承 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 9 号））	財 政 課	別 紙
承 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について）	商工観光課	副市長二人体制に伴い所要の改正を行ったもの
承 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）	こども未来課	基準府令の改正に伴い重要事項のインターネットによる公衆の閲覧に供する、幅広い記録媒体の使用を可能とするアナログ規制の見直しを行ったもの
承 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について）	高齢福祉課	基準省令の改正に伴い幅広い記録媒体の使用を可能とするアナログ規制の見直しを行ったもの
承 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市市税条例の一部を改正する条例について）	税 務 課	地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い所要の改正を行ったもの
承 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	税 務 課	地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い所要の改正を行ったもの
承 第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）	総 務 課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い所要の改正を行ったもの
議第 4 9 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	こども未来課	基準府令の改正に伴い保育士の配置基準を見直すもの
議第 5 0 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員に対して期末勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る期末勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるため所要の改正を行うもの
議第 5 1 号	令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 号）	財 政 課	別 紙
議第 5 2 号	令和 6 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）	国保年金課	別 紙
議第 5 3 号	令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 1 号）	高齢福祉課	別 紙
議第 5 4 号	令和 6 年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第 1 号）	上下水道課	別 紙
議第 5 5 号	令和 6 年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	上下水道課	別 紙
議第 5 6 号	太田小校舎外部改修及び体育館大規模改修建築工事の請負契約の締結について	教育総務課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、契約について議決を求めるもの
議第 5 7 号	市道路線の認定について	土 木 課	市道中蜂屋 5 6 9 号線の認定

議第 5 8 号	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	キャリアサポート課	人事異動に伴う後任評価員の選任同意
議第 5 9 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	キャリアサポート課	高野光泰氏の任期満了に伴う後任委員の任命同意
議第 6 0 号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について	国保年金課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、広域連合規約の一部を改正するもの

〔承第 4 号〕

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ **改正の概要**

令和 6 年 4 月 1 日から副市長 2 人体制とすることに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ **改正の主な内容**

- 小口融資審査委員会の委員長の明確化（第 9 条関係）
「副市長」を「市長が指名する副市長」に改めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

◎ **専決日**

令和 6 年 3 月 2 8 日

〔承第 5 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正す る内閣府令（令和 5 年内閣府令第 6 7 号） ○母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令 （令和 5 年内閣府令第 8 6 号）
条例改正に影響 する施行日	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正す る内閣府令 令和 5 年 9 月 1 6 日 ○母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令 令和 5 年 1 2 月 2 6 日
改正された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平 成 2 6 年内閣府令第 3 9 号。以下「基準府令」という。）
条例改正に影響 する条	第 2 3 条、第 3 6 条及び第 6 2 条

○ 条例改正趣旨

基準府令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うもので
す。

◎ 改正の主な内容

○ 重要事項のインターネットによる公衆の閲覧（第 2 4 条関係）

保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業における重要事項説
明書について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に
供することを義務付けるものです。

○ 基準府令の誤りによる改正（第 3 7 条関係）

基準府令において読み替え規定の誤りが改正されたことから、条例に
おける読み替え規定の誤りを改正するものです。

○ **幅広い記録媒体への対応（第54条関係）**

記録媒体の例示として「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」が掲げられていたものを、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応する観点から、記録媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」とすることで、幅広い記録媒体の使用が可能であると明確化するものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◎ **専決日**

令和6年3月29日

〔承第 6 号〕

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 1 6 1 号。以下「令和 5 年改正省令」という。） ○介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年改正省令 令和 5 年 1 2 月 2 6 日 令和 6 年改正省令 令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号） ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号） ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号） ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号） ○介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）
条例改正に影響する条	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 7 及び第 1 8 3 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 1 1 条及び第 9 0 条

	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第4条及び第33条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条及び第31条 介護保険法施行規則第140条の66
--	--

○ 条例改正趣旨

令和5年改正省令が令和5年12月26日に公布され、記録媒体に関する規定の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

あわせて、令和6年改正省令が令和6年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

新たな情報通信技術の導入や活用に円滑に対応できるよう「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」といった具体の媒体名を定めるものから「電磁的記録媒体」に改めます。

○ 美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

新たな情報通信技術の導入や活用に円滑に対応できるよう「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」といった具体の媒体名を定めるものから「電磁的記録媒体」に改めます。

○ 美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

新たな情報通信技術の導入や活用に円滑に対応できるよう「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」といった具体の媒体名を定めるものから「電磁的記録媒体」に改めます。

また、引用する条項を「介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)」から「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ」に改めます。

○ 美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

新たな情報通信技術の導入や活用に円滑に対応できるよう「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」といった具体の媒体名を定めるものから「電磁

的記録媒体」に改めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

◎ **専決日**

令和 6 年 3 月 2 9 日

〔承第7号〕

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）、（令和6年法律第4号）
条例改正に影響する施行日	令和6年2月22日、令和6年4月1日
改正された法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法第314条の7、法第323条、法第348条、法第367条、法第605条の2、附則3条の2の3、附則第4条の5、附則第4条の6、附則第4条の7、附則第4条の8、附則第4条の9、附則第5条の8、附則第5条の9、附則第5条の11、附則第5条の12、附則第6条、附則第15条、附則第15条の7、規則附則第7条、附則第17条、附則第17条の2、附則第18条、附則第19条、附則第21条、附則第21条の2及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第20条第1項

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年2月22日及び同年3月30日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

（個人住民税、固定資産税）

○ 個人住民税、固定資産税の減免の改正（第33条、第52条関係）

趣 旨：能登半島地震の被災者の負担軽減を図るため、地方税法の規定の改正により、市長が必要と認める場合は職権により市民税の減免ができるよう改正を行います。

施行日：令和6年4月1日

（個人住民税）

○ 寄附金税額控除の改正（第26条の8関係）

趣 旨：公益信託の見直しに伴う所得税法の改正により、地方税法の規定

が改正されたため、規定の改正を行います。

施行日：公益信託に関する法律（令和6年法律第●号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

○ 公益法人等に係る市民税の課税の特例の改正（附則第2条の2関係）

趣 旨：公益信託の見直しに伴い、規定を削ります。

施行日：公益信託に関する法律（令和6年法律第●号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

○ 特定一般医療用等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正（附則第3条の2関係）

趣 旨：地方税法附則の改正による条ずれにより改正を行います。

施行日：令和6年4月1日

○ 令和6年度分・令和7年度の個人市民税の特別税額控除の算定に伴う改正（附則第3条の5、附則第3条の6、附則第3条の7、附則第3条の8、附則第4条、附則15条の2、附則16条、附則17条、附則19条、附則20条、附則21条、附則21条の2及び附則21条の3関係）

趣 旨：令和6年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定の新設と、特別税額控除の対象となる所得割の額について各種分離課税の特例の所得割の額を含めるよう規定を追加します。

施行日：令和6年4月1日

参考：

1 定額減税

〔令和6年4月1日施行〕

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。

※ 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。



- ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。

※地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の概要から引用

○ 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（附則第4条の

3 関係)

趣 旨：能登半島地震災害に係る雑損控除額等を令和5年において適用できるように、市民税の納税通知書が送達される時までに申告書を提出された場合に、適用できるよう特例を整備します。

施行日：令和6年4月1日

(固定資産税)

○ 固定資産税の非課税の範囲の改正（第42条の3関係）

趣 旨：法律の改正による条ずれについて改正します。

施行日：令和7年4月1日

○ 固定資産税の減免の改正（第52条関係）

趣 旨：職権による減免を可能とする規定を追加します。

施行日：令和6年4月1日

○ 特別土地保有税の減免の改正（第126条の3関係）

趣 旨：職権による減免を可能とする規定を追加します。

施行日：令和6年4月1日

○ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合（附則第6条の2関係）

- ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置を7分の6とします。（附則第6条の2第7項）
- ・ 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のために一体型滞在快適性等向上事業により整備をした固定資産についての課税標準の特例措置を2分の1とします。（附則第6条の2第17項）
- ・ 特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置を廃止します。

○ 新築住宅等に対する固定資産税の減額（附則第6条の3関係）

- ・ 認定長期優良住宅に係る固定資産税の特例措置について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設します。（附則第6条の3第3項）

○ 固定資産税（土地）の負担調整措置（附則第7条、附則第7条の2、附則第8条、附則第8条の3及び附則第10条関係）

- ・ 令和6年度から令和8年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続します。

○ 特別土地保有税の課税の特例（附則第12条関係）

- ・ 令和6年度から令和8年度までの間、特別土地保有税の課税の特例

措置を継続します。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第 1 条）**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 4 2 条の 3 の改正の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 6 条の 8 第 1 項の改正規定、附則第 2 条の 2 を削る改正規定及び第 2 条の規定は公益信託に関する法律（令和 6 年法律第●号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行します。

○ **経過措置（第 2 条及び第 3 条）**

市民税及び固定資産税について、それぞれ経過措置を定めます。

◎ **専決日**

令和 6 年 3 月 3 0 日

〔承第 8 号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）
条例改正に影響する条	法附則第 1 5 条、法附則第 2 5 条及び法附則第 2 6 条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理（附則第 2 項、附則第 3 項、附則第 4 項、附則第 5 項及び附則第 1 5 項）

趣旨：課税標準の特例を規定している地方税法附則第 1 5 条が改正されたことによる引用条項を整理するものです。

○ 土地の負担調整措置（附則第 6 項、附則第 8 項、附則第 9 項、附則第 1 0 項、附則第 1 1 項、附則第 1 2 項、附則第 1 3 項）

趣旨：令和 6 年度から令和 8 年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る都市計画税の負担調整の仕組みを継続します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項、第 3 項及び第 4 項）

- 1 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。
- 2 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について

は、なお従前の例によります。

- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例によります。

◎ 専決日

令和６年３月３０日

〔承第 9 号〕

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号。以下「番号法一部改正法」という。）
条例改正に影響する施行日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 6 年政令第 1 6 9 号） 令和 6 年 5 月 2 7 日
改正された法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）
条例改正に影響する条	第 1 9 条（別表第 2）

○ 条例改正趣旨

番号法一部改正法の制定により、マイナンバーによる情報連携が可能な事務や情報を規定する番号法別表第 2 が廃止されました。これにより、番号法でマイナンバー情報の利用が認められている事務に準ずる事務であれば、主務省令に規定されることで、情報連携を行うことができることとなりました。それに伴い、番号法別表第 2 を引用する条文の内容等の所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 定義規定の改正（第 2 条関係）

条例における用語の意義を改め、番号法の改正に速やかに対応するため、「法の例による」とするものです。

○ 市の責務の改正（第 3 条関係）

国との連携を図りながら、「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」ことを明記するものです。

○ 番号法別表第 2 の廃止に伴う改正（第 4 条関係）

番号法別表第 2 を引用する条文の所要の改正を行います。

- ・ 特定個人番号利用事務

法が定めるマイナンバーを利用できる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものです。

- ・ 利用特定個人情報

特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものです。

- その他の改正（別表第1（第4条関係）関係）

その他字句の訂正をするものです。

- ◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和6年5月27日から施行します。

- ◎ 専決日

令和6年4月12日

〔議第 4 9 号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「基準府令」という。）
条例改正に影響する条	第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条及び第 4 7 条

○ 条例改正趣旨

基準府令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 保育士・保育従事者の配置基準の見直し（第 3 0 条、第 3 2 条、第 4 5 条及び第 4 8 条関係）

家庭的保育事業等における保育士・保育従事者の配置について、安心してこどもを預けられる体制の整備を急ぐため、当該配置の最低基準を改めるものです。

配置基準の見直し内容

改正前

満 3 歳以上満 4 歳未満児童
おおむね 2 0 人につき職員 1 人以上
満 4 歳以上の児童
おおむね 3 0 人につき職員 1 人以上



改正後

満 3 歳以上満 4 歳未満児童
おおむね 1 5 人につき職員 1 人以上
満 4 歳以上の児童
おおむね 2 5 人につき職員 1 人以上

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第２項及び第３項）

この条例の施行後も、当分の間は、改正後の基準は適用せず、なお従前の例によるものとしますが、改正後の基準を満たすように努めなければならないものとします。

〔議第 5 0 号〕

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
条例改正に影響する条	第 2 0 3 条の 2

○ 条例改正趣旨

地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、会計年度任用職員に対して期末勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る期末勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 期末手当等の支給（第 7 条関係）

育児休業をしている会計年度任用職員においても、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末勤勉手当を支給するよう改正を行います。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 6 0 号〕

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

【議案書： 頁】

◎ 議案の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年 6 月 9 日公布）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年 1 2 月 2 7 日公布）」により、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、「被保険者証」及び「資格証明書」が発行されなくなります。

上記の法改正に伴い、被保険者の資格に係る情報については、厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付等により被保険者に提供することになります。

以上のことから、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、これに伴い規約の改正を行うものです。

については、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく、規約等を変更する関係地方公共団体の協議を行うため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものです。

◎ 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日から施行します。

